

「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」の一部改正（案）

新	旧
<p>投資信託等の運用に関する規則に関する細則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(規則第4条の5に規定する事項)</p> <p><u>第1条の2 規則第4条の5に規定する細則で定める社内規程において整備すべき事項は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>当初DD、定期的DD及び臨時DD並びに継続的モニタリングを実施する部署及び実施時期。</u> 特に臨時DDの実施時期として、組入れ投資信託証券の運用パフォーマンスの大幅な悪化、運用会社または外部委託先における運用の基本方針や運用体制・社内体制、資本関係の重大な変更、不祥事の発生など、具体的に規定するものとする。</p> <p>(2) <u>当初DD、定期的DD及び臨時DDにおいて確認すべき事項の例。</u></p> <p>イ <u>運用戦略</u> ロ <u>運用体制運用パフォーマンスと運用リスク</u> ハ <u>リスク管理体制を含む内部管理体制</u></p> <p>二 <u>運用財産の管理方法</u> ホ <u>分配方針、換金方法</u> ヘ <u>経費率や運用報酬</u> ト <u>ANNUAL REPORTの記載事項</u></p> <p>(3) <u>当初DD、定期的DD及び臨時DDの結果を踏まえた、投資信</u></p>	<p>投資信託等の運用に関する規則に関する細則</p> <p>第1条 (同左)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>託証券の組入れ及び外部委託の開始、継続又は中止を決定する責任と権限、決定に至った経緯と決定内容の記録の方法。</u></p> <p><u>なお、開始、継続又は中止の決定にあたっては、投資家に対して負う忠実義務を果たし、顧客の利益を第一に考えた観点から検討し、決定するものとし、その際の検討課題として、投資目的に整合的な運用戦略か、投資目的達成の実現可能性、運用資産における過度なリスクの有無など具体的に規定するものとする。</u></p> <p><u>(4) 継続的モニタリングにおいて確認すべき事項の例。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ 運用パフォーマンス</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ロ 運用リスク</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ハ 流動性リスクを含むその他のリスク</u></p> <p><u>(5) 当初DD、定期的DD及び臨時DD並びに継続的モニタリングの結果の報告先とその頻度</u></p> <p><u>(6) 臨時DDの実施を決定する権限及びその結果の報告先</u></p> <p><u>第1条の3～第1条の7</u> (以下略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和X年XX月XX日から実施する。</u></p>	<p><u>(以下、第1条の2～第1条の6を一条ずつ繰り下げ、第1条の3～第1条の7に改める。)</u></p> <p><u>第1条の2～第1条の6</u> (同左)</p>